

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 4 月 2 日

【会社名】 前澤工業株式会社

【英訳名】 Maezawa Industries, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮川 多正

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目 5 番17号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って
おります。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川口市仲町 5 番11号

【電話番号】 048(251)5511 (代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理本部副本部長 中谷 啓司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月31日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年3月31日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 前澤化成工業株式会社との株式移転計画承認の件

当社と前澤化成工業株式会社（以下、当社と前澤化成工業株式会社を総称して「両社」といいます。）が、2026年6月1日（予定）をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる前澤ホールディングス株式会社を設立し、両社の経営統合を行うことに係る株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）に関する株式移転計画を承認するものです。

第2号議案 定款一部変更の件

定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条を全文削除するとともに、現行定款第15条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものです（かかる定款の一部変更を、以下「本定款一部変更」といいます。）。

なお、本定款一部変更は、本臨時株主総会において上記第1号議案が原案どおりに承認されること、並びに2026年5月31日（日曜日）の前日までに上記第1号議案においてご承認いただく株式移転計画の効力が失われていないことおよび本株式移転が中止されていないことを条件として、2026年5月31日（日曜日）にその効力を生じるものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 前澤化成工業株式会 社との株式移転計画 承認の件	120,716	9,250	118	(注)	可決 92.67
第2号議案 定款一部変更の件	121,068	9,068	118	(注)	可決 92.82

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。